

吹田市名誉市民に関する要領

制定 令和2年12月25日

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市名誉市民条例（令和2年吹田市条例第36号）の規定に基づく吹田市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(贈呈基準)

第2条 名誉市民の称号は、次のいずれにも該当するものに贈る。

- (1) 学術研究その他の分野においてノーベル賞又はそれと同等の賞を受賞するなど、社会の発展に寄与する活動が世界的に高く評価されたこと。
 - (2) 功績が評価された時点において次のいずれかに該当すること。
 - ア 本市に在住、在学又は在勤の市民であること
 - イ 本市に所在する団体であること
 - ウ 本市において出生したもの
 - エ 過去のいずれかに該当する期間がおおむね10年以上あること
 - (ア) 本市に在住又は所在した期間
 - (イ) 本市に所在する学校に在学した期間
 - (ウ) 本市に所在する事業所又はその他団体に所属した期間
 - (3) 前各号の事実が報道等で取り上げられ、本市にゆかりが深いことが広く知られることにより、本市又は本市に所在する学校、事業所その他の団体の名声を高め、広く市民から本市の誇りとして深く尊敬されていること。
- 2 名誉市民の称号を贈呈するために、特に必要があると認めた場合には、前項第2号エの期間を短縮することができる。

(表彰)

第3条 名誉市民の表彰は、市長の定める日に行う。

- 2 表彰の際には、賞状及び第1号様式に定める名誉市民であることを示す盾を記念品として贈呈する。

(待遇)

第4条 名誉市民には、次の待遇をすることができる。

- (1) 市の主催する儀式への招待
- (2) 慶弔の際における相当な儀礼

(吹田市名誉市民候補者検討会議)

第5条 名誉市民の称号を贈る候補者を検討すること及び称号を取り消すことに関して、必要な意見又は助言を聴取するため、吹田市名誉市民候補者検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

- 2 市長は、検討会議の意見又は助言を聴取した上で、名誉市民の候補者を検討する。

(検討会議の構成)

第6条 検討会議は、委員4人以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 地域活動を行っている団体の代表者

(2) 地域メディア関係者

(3) 商工業関係者

(4) 学校教育関係者

3 委員の選任期間は、選任された日から、名誉市民に係る検討が終了した日までとする。

4 委員は、再度選任することができる。

(検討会議の委員長及び副委員長)

第7条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(検討会議)

第8条 検討会議の会議は、市長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 検討会議は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見又は説明を聞き、若しくは資料の提出を求めることができる。

(検討会議委員の報償)

第9条 検討会議委員への謝礼は、会議出席1回につき、3,500円を支払うものとする。

(検討会議の庶務)

第10条 検討会議の庶務は、総務部秘書課において処理する。

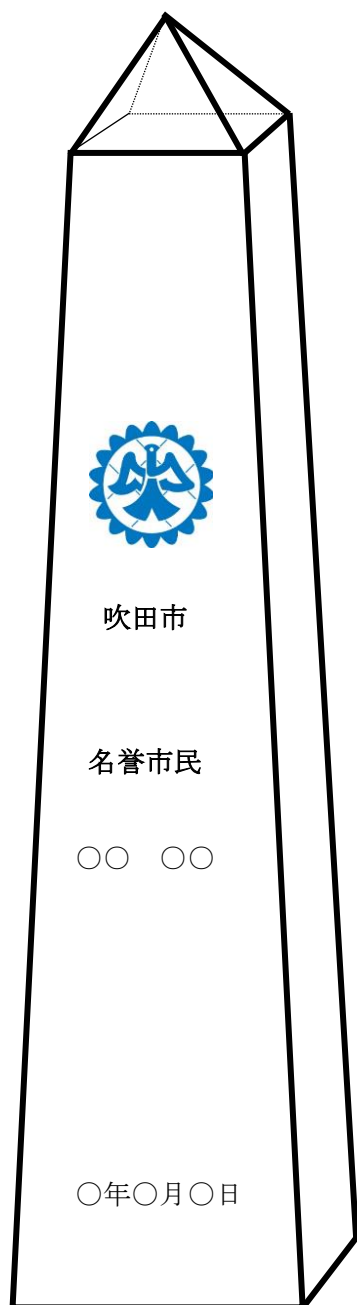
(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、名誉市民の称号を贈ること及び検討会議に関し、必要な事項は、秘書長（秘書長を置かない場合にあつては、秘書担当部長）が定める。

附則

この規程は令和2年12月25日から施行する。

第1号様式



サイズ 高さ 300 mm /横 70 mm /奥行き 70 mm /重さ 約 1.91 kg
素材 本体：光学ガラス製
デザイン 高い目標達成をイメージできる金字塔の形のクリスタルトロフィー
文字 2D レーザー彫刻（ガラス内部に彫刻）